

## 市町村立小中学校等教職員の旅費口座振替実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第51条第2項の規定に基づき、市町村立小中学校等に勤務する教職員の旅費（職員の旅費に関する条例（昭和27年条例第20号）に基づき支給される旅費をいう。以下同じ。）を口座振替の方法により支給する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱の対象となる教職員は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に定める者のうち、旅費を口座振替により受領することを希望する者とする。

2 この要綱の対象となる旅費の範囲は、埼玉県教育総務部教職員課長（以下「教職員課長」という。）が別に定める。

### (振替口座の申し出)

第3条 教職員は、旅費口座振替申出書（様式第1号）により、学校長に申し出るものとする。既に申し出た口座振替の内容を変更する場合、又は、口座振替による受領の希望を取り消す場合も同様とする。

2 旅費の口座振替による受領に利用できる口座は、給与等の口座振替実施要綱（平成6年12月27日付け出納長決裁。以下「給与口振要綱」という。）第6に規定する第1口座、第2口座又は第3口座のうち、いずれか一つとする。

3 給与口振要綱第8の規定により給与等の口座振替申出書が教職員から提出され、前項に規定する第1口座、第2口座及び第3口座の変更又は取消が行われた場合、第1項の申し出が行われたものとみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、給与口振要綱第8の規定による申し出を行っていない教職員並びに特別な事情により同要綱第6に規定する第1口座、第2口座及び第3口座のいずれの口座も利用できない教職員については、旅費口座振替特例申出書（様式第2号）により学校長に申し出るものとする。

5 前項の規定により、旅費の口座振替による受領に利用できる金融機関は、昭和59年埼玉県告示第1219号（口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関）に掲げるとおりとする。

6 本条の規定による申し出は、職員の身分を失った後においてもなお効力を有する。

### (申出内容等の報告)

第4条 学校長は、所属の教職員の口座振替申出の内容及び旅費請求の内容について、旅費支給額報告書（様式第3号）に記載し、教職員課長に提出するものとする。

(旅費の支払日)

第5条 この要綱の規定による旅費の支給日は、学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和40年埼玉県教育委員会規則第20号)第2条で定める給料の支給日とする。

2 教職員課長は、前項の規定にかかわらず、緊急に旅費を支給する必要がある場合は、随時に支給することができる。

(振込の通知)

第6条 旅費の口座振替の通知は、職員の旅費支給規則(昭和27年知事規則第36号)第1条に定める旅費支給明細書の交付をもって代えるものとする。

2 この要綱に基づき教職員課長が旅費の支給を行う場合は、教職員ごとの支給額等を明記した旅費支給内訳表(兼予算別執行状況)(様式第4号)を学校長に交付しなければならない。ただし、前条第2項により旅費を支給する場合はこの限りではない。

(振替不能等の処理)

第7条 教職員から申し出のあった口座への振替が、口座解約等により実施できない場合は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- 一 教職員から改めて別の口座への振替の申し出があった場合は、その口座への振替を行う。
- 二 教職員の所属する学校の資金前渡担当者口座への振替を行い、資金前渡担当者により現金で支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、教職員の旅費を口座振替の方法により支給する場合の手続について必要な事項は、教職員課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に行われた旅行にかかる旅費の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に行われた旅行にかかる旅費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正通知の施行の際、改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 4 改正通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に行われた旅行にかかる旅費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正通知の施行の際、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 4 改正通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 旅費口座振替申出書

様式第2号 旅費口座振替特例申出書

様式第3号 旅費支給額報告書

様式第4号 旅費支給内訳表（兼予算別執行状況）